

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業</u></p> <p><u>ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。</u></p> <p><u>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</u></p> <p><u>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</u></p> <p><u>イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。</u></p> <p><u>(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</u></p> <p><u>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。</u></p> <p><u>ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)以外の場合</u> ア～ウ (略)</p> <p>9～18 (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (1)以外の場合</u> ア～ウ (略)</p> <p>9～18 (略)</p>

改正後

改正前

別表1-1～1-3 (略)

別表1-4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の8（1）の事業として行う場合

(略)

②交付要綱の8（2）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	<u>2/3</u>	[二]	[<u>1/3</u>]

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	<u>2/3</u>	[二]	[<u>1/12</u>]	[<u>1/4</u>]
都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	<u>2/3</u>	[<u>1/12</u>]	[二]	[<u>1/4</u>]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表1-1～1-3 (略)

別表1-4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の8（1）の事業として行う場合

(略)

改正後	改正前
<p>③交付要綱の8 (3) の事業として行う場合</p> <p>(略)</p> <p>別表1-4 交付要綱の9 (国の財政上の特別措置) に基づく整備</p> <p>(略)</p> <p>別表2</p> <p>(略)</p> <p>■交付基礎点数表 (沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <p>(略)</p> <p>■交付基礎点数表 (地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和55年法律第63号) 第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) 及び地震防災対策特別措置法 (平成7年法律第111号) 第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設 (木造の改築として行う場合) として行う場合)</p> <p>(略)</p> <p>■交付基礎点数表 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成25年法律第87号) 第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)</p> <p>(略)</p> <p>■交付基礎点数表 (児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合)</p> <p>(略)</p>	<p>②交付要綱の8 (2) の事業として行う場合</p> <p>(略)</p> <p>別表1-4 交付要綱の9 (国の財政上の特別措置) に基づく整備</p> <p>(略)</p> <p>別表2</p> <p>(略)</p> <p>■交付基礎点数表 (沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <p>(略)</p> <p>■交付基礎点数表 (地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和55年法律第63号) 第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) 及び地震防災対策特別措置法 (平成7年法律第111号) 第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設 (木造の改築として行う場合) として行う場合)</p> <p>(略)</p> <p>■交付基礎点数表 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成25年法律第87号) 第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)</p> <p>(略)</p> <p>■交付基礎点数表 (児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合)</p> <p>(略)</p>

改正後

改正前

■交付基礎点数表（産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合）

	単位	交付基礎点数
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	14,184

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の新設、増築、増設、修繕整備事業を行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	110	-	-	145	-	-
助産施設	1人当たり	178	267	-	234	-	-
乳児院	1人当たり	103	138	138	136	138	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	379	569	-	501	-	-
児童厚生施設本体							
小型児童館	1施設当たり	757	-	-	999	-	-
児童センター	1施設当たり	1,140	-	-	1,505	-	-
大型児童センター	1施設当たり	1,524	-	-	2,012	-	-
児童養護施設	1人当たり	160	-	-	212	214	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	184	-	245	243	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	231	-	-	306	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	540	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	97	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	405	-	-	535	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	361	-	-	477	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	495	-	-	653	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	540	-	-	713	-	720
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	495	-	-	653	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	103	-	-	136	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	217	-	-	287	-	-

(注) (略)

改正前

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	110	-	-	145	-
助産施設	1人当たり	178	267	-	234	-
乳児院	1人当たり	103	138	138	136	138
母子生活支援施設	1世帯当たり	379	569	-	501	-
児童厚生施設本体						
小型児童館	1施設当たり	757	-	-	999	-
児童センター	1施設当たり	1,140	-	-	1,505	-
大型児童センター	1施設当たり	1,524	-	-	2,012	-
児童養護施設	1人当たり	160	-	-	212	214
児童心理治療施設本体	1人当たり	184	-	245	243	-
児童自立支援施設	1人当たり	231	-	-	306	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	540	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	97	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	405	-	-	535	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	361	-	-	477	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	495	-	-	653	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-
一時預かり事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-
利用者支援事業所	1施設当たり	495	-	-	653	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	540	-	-	713	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	495	-	-	653	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	103	-	-	136	-
婦人保護施設	1世帯当たり	217	-	-	287	-

(注) (略)

改正後

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の新設、増築、増改築整備事業を行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	198	-	-	262	-	-
助産施設	1人当たり	333	500	-	440	-	-
乳児院	1人当たり	184	276	245	243	245	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	689	1,034	-	910	-	-
児童厚生施設本体							
小型児童館	1施設当たり	1,130	-	-	1,492	-	-
児童センター	1施設当たり	1,703	-	-	2,248	-	-
大型児童センター	1施設当たり	2,275	-	-	3,003	-	-
児童養護施設	1人当たり	286	-	-	378	382	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	347	-	463	458	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	408	-	-	539	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	961	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	178	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,690	-	-	2,231	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,500	-	-	1,981	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	878	-	-	1,159	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	961	-	-	1,268	-	1,281
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	878	-	-	1,159	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	196	-	-	259	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	397	-	-	524	-	-

(注) (略)

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

(略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

(略)

改正前

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	198	-	-	262	-
助産施設	1人当たり	333	500	-	440	-
乳児院	1人当たり	184	276	245	243	245
母子生活支援施設	1世帯当たり	689	1,034	-	910	-
児童厚生施設本体						
小型児童館	1施設当たり	1,130	-	-	1,492	-
児童センター	1施設当たり	1,703	-	-	2,248	-
大型児童センター	1施設当たり	2,275	-	-	3,003	-
児童養護施設	1人当たり	286	-	-	378	382
児童心理治療施設本体	1人当たり	347	-	463	458	-
児童自立支援施設	1人当たり	408	-	-	539	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	961	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	178	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,690	-	-	2,231	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,500	-	-	1,981	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	878	-	-	1,159	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-
一時預かり事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-
利用者支援事業所	1施設当たり	878	-	-	1,159	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	961	-	-	1,268	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	878	-	-	1,159	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	196	-	-	259	-
婦人保護施設	1世帯当たり	397	-	-	524	-

(注) (略)

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

(略)

■地域交流スペース 交付基礎点数表

(略)

改正後

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

(略)

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

(略)

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

(略)

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

(略)

改正前

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

(略)

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

(略)

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

(略)

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

(略)

改正後

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	8,599	-	-	-	-	=
児童厚生施設	5,707	-	-	7,533	-	=
子育て支援のための拠点施設	8,286	-	-	10,937	-	=
地域子育て支援拠点事業所	8,286	-	-	10,937	-	=
一時預かり事業所	8,286	-	-	10,937	-	=
利用者支援事業所	8,286	-	-	10,937	-	=
市区町村子ども家庭総合支援拠点	8,286	-	-	10,937	-	=
乳児院	-	11,465	-	-	-	=
助産施設、母子生活支援施設	-	12,898	-	-	-	=
乳児院、児童心理治療施設	-	-	11,465	-	-	=
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	-	11,350	-	=
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	11,465	=
産後ケア事業を行う施設	=	=	=	=	=	11,465

(注) (略)

■定期借地権設定のための一時金加算 (略)

別表3～6 (略)

別紙 1～7 (略)

改正前

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	8,599	-	-	-	-
児童厚生施設	5,707	-	-	7,533	-
子育て支援のための拠点施設	8,286	-	-	10,937	-
地域子育て支援拠点事業所	8,286	-	-	10,937	-
一時預かり事業所	8,286	-	-	10,937	-
利用者支援事業所	8,286	-	-	10,937	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	8,286	-	-	10,937	-
乳児院	-	11,465	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	12,898	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	11,465	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	-	11,350	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	11,465

(注) (略)

■定期借地権設定のための一時金加算 (略)

別表3～6 (略)

別紙 1～7 (略)